

概要版

和束町

# 子ども・子育て支援事業計画

(平成27～31年度)



本計画の策定にあたり、  
就学前児童及び小学生の保護者アンケート、パブリックコメントを実施し、  
住民の意見を十分に踏まえ、有識者と関係機関で構成する  
「和束町子ども・子育て会議」において計画内容を協議しました。  
和束町では、子ども・子育て会議からの報告を受けて、計画を策定しています。

平成27年3月

和束町

# ● 和東町

## 子ども・子育て支援事業計画とは

計画は、本町で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上、町全体で子育てを支える取組の充実を図る、5年間(平成27~31年度)の指針です。

### <計画の特徴>

#### ① 2つの法律に基づく計画を一体化しています

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成全般にわたる「次世代育成支援行動計画」を一体としています。

#### ② 新しい子育て支援事業の年度毎の提供体制を定めています

平成27年4月からスタートする新制度が円滑に実施できるよう、保護者の意向を踏まえて、新しい子育て支援事業体系の利用見込みと提供体制を年度毎に設定しています。

#### ③ 子育て支援の重点施策を定めています

本町の現状を踏まえて、これまでの取り組みを継続するとともに、重点的に推進する施策を設定し、子育てしやすい環境づくりの一層の推進を図ります。

### 「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から 全国でスタートします。

就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に関する新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この法律に基づき、待機児童の解消や認定こども園の推進など、幼児教育・保育の充実のため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するのが「子ども・子育て支援新制度」です。

## ●子育て支援の評価・期待(保護者意向)

### (1)子育て意識、子育てのしやすさ

- ◎子育てを「楽しい」と感じる割合は7割前後
- ◎「子育てしやすい地区」と感じる割合は6～7割半ば

#### 【子育ての意識】

	合計	とても楽しい	楽しい	少し不安、または負担を感じる	とても不安、または負担を感じる	どちらともいえない
就学前	77	15	42	11	2	7
	100.0	19.5	54.5	14.3	2.6	9.1
小学生	115	15	65	20	3	12
	100.0	13.0	56.5	17.4	2.6	10.4

#### 【子育てのしやすい環境の評価】

	合計	子育てしやすいと思う	まあまあ子育てしやすいと思う	あまり子育てしやすいとは思わない	子育てしやすいとは思わない	どちらともいえない	無回答
就学前	77	12	44	13	6	2	0
	100.0	15.6	57.1	16.9	7.8	2.6	0.0
小学生	115	20	50	23	10	8	4
	100.0	17.4	43.5	20.0	8.7	7.0	3.5

### (2)子育て支援の基本的な考え方

- ◎「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が最も多い

	合計	親の就労を最優先に考えた子育て支援を充実する	親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実する	子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する	子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実する	わからない	無回答
就学前	77	4	10	54	6	3	0
	100.0	5.2	13.0	70.1	7.8	3.9	0.0
小学生	115	1	26	59	17	8	4
	100.0	0.9	22.6	51.3	14.8	7.0	3.5

### (3)町の子育て支援への期待

- ◎「小児救急医療体制の充実」「子育てにおける経済的負担の軽減」「子どもが安心して暮らせる環境整備」への期待が大きい

	合計	小児救急医療体制の充実	保育園・放課後児童クラブの充実	保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減	出産や医療に係る費用の負担軽減	子育ての不安や悩みの相談窓口の整備	発達などに関する専門相談体制の整備	道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備	子どもの創造性や感性をのびる教育機会の普及	いじめや差別をなくす取組の推進	親子が安心して集まって交流できる場などの整備
就学前	77	58	18	38	8	3	8	44	4	4	14
	100.0	75.3	23.4	49.4	10.4	3.9	10.4	57.1	5.2	5.2	18.2
小学生	115	74	12	39	20	6	6	71	18	14	7
	100.0	64.3	10.4	33.9	17.4	5.2	5.2	61.7	15.7	12.2	6.1

## ● 計画の全体像

### 基本理念

あたたかいふれあいの中で、  
子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち

子ども・子育て支援事業の推進	
1 教育・保育提供区域の設定	①教育・保育提供区域の定義 ②教育・保育提供区域の設定
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	①教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保及び実施時期 ②教育・保育の量の見込みの考え方 ③地域型保育事業の認可に係る需給調整の考え方 ④教育・保育の一体的提供の推進 ⑤産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ⑥幼児期の学校教育・保育の質の確保
3 地域子ども・子育て支援事業の提供	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健診事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦一時預かり事業 ⑧延長保育事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業(就学児対象ファミリー・サポート・センター) ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業
4 子どもに関する専門的な支援の充実	4-1 児童虐待防止対策の充実 4-2 障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援 4-3 ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の自立支援の充実 4-4 仕事と家庭の両立支援
次世代育成の推進	
1 家庭の子育て支援の推進	①子育て相談、情報提供の充実 ②母子の健康の確保 ③食育の推進 ④小児医療体制の実施
2 親と子が共に学び育つ環境づくり	①学校教育の充実 ②家庭と地域の教育力向上
3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり	①子どもの交通安全を確保するための活動 ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動 ③各種手当・費用助成の実施

### 計画の推進

#### 1 計画の推進体制

庁内体制の整備  
住民との協働の推進  
国・府との連携

#### 2 計画の点検・評価・改善

子ども・子育て会議の運営  
計画の公表、住民意見の反映

# ●子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育に係る量の見込みと提供体制

### 【新制度における支給認定の区分】

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

提供区域は  
「町内全域」※

※教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域

### ●1号認定(教育希望)の量の見込みと提供体制

- 保護者アンケートで、3歳以上の保育園希望が高いこと、幼稚園の単独希望がないことなどから、1号認定(教育希望)の利用人数は見込みません。

### ●2号認定、3号認定(保育認定)の量の見込みと提供体制

- 3歳以上のほぼ全員(町外希望を考慮し、保育所希望率は対象年齢の95%想定)を、2号認定(保育認定)として見込みます。
- 1～2歳、0歳ともに保育所希望率がこれまで以上に高まることを想定した人数を、3号認定(保育認定)として見込みます。
- 各年度で保育を必要とする人数(見込み量)に対し、現行の保育所において提供体制を確保します。

(単位：人)

2号認定(3～5歳児)	H27	H28	H29	H30	H31
①必要利用定員総数(量の見込み)	70	62	65	59	58
②提供体制(特定教育・保育施設)	90	90	90	90	90
<b>3号認定(1・2歳)</b>					
①必要利用定員総数(量の見込み)	30	30	29	27	27
②提供体制(特定教育・保育施設)	30	30	30	30	30
保育利用率	78.9%	78.9%	80.6%	79.4%	81.8%
<b>3号認定(0歳児)</b>					
①必要利用定員総数(量の見込み)	6	6	6	6	6
②提供体制(特定教育・保育施設)	6	6	6	6	6
保育利用率	35.3%	37.5%	40.0%	40.0%	46.2%

和束保育園に幼児教育の充実が必要と思う割合は、就学前児童で6割強、小学生で5割半ば

### 和束保育園の質の確保

- ▶ 3歳からは、ほぼ全員が和束保育園に入所するため、和束保育園で過ごす日々が子どもたちの成長・発達に大きな影響を及ぼします。
- ▶ 和束保育園では、今後も保護者の意向を把握する機会を十分に設けながら、子どもの成長・発達を重視しつつ、利用者の期待に応えるサービスの改善を進め、より質の高い保育内容の充実を図ります。
- ▶ 町内で唯一の教育・保育施設である和束保育園の役割を考慮し、教育的な機能(カリキュラムなど)の検討を進めます。

### 教育・保育の一体的提供の推進

#### ★認定こども園の普及に係る基本的考え方★

- ▶ 現行の保育園1か所体制を継続し、幼児教育機能をできる限り兼ね備えた保育園運営を行っていきます。

#### ★適切な事業を提供するための方策★

- ▶ 質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係機関と連携して取り組みます。
- ▶ 妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進します。

#### ★保育園と小学校等との連携★

- ▶ 今後もさらに連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

#### ★産後の休業及び育児休業後の円滑な利用の確保★

- ▶ 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- ▶ 保護者が6か月児からの利用を希望する場合、特定教育・保育施設などを円滑に利用できるよう、対象者の利用希望を定期的に把握します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

○各年度・各事業を利用する人数(見込み量)に対し、周辺自治体と連携しながら、現行の事業体制の拡充と柔軟な対応を図り、各事業の提供体制を確保します。

		H27	H28	H29	H30	H31
①利用者支援事業						
	実施か所数(か所)	2	2	2	2	2
②地域子育て支援拠点事業						
	量の見込み(人回/月)	85	79	73	87	77
	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
③妊婦健診事業						
	量の見込み(実人数/年)	17	16	15	15	13
	同(健診回数。回/年)	204	192	180	180	156
	提供量の見込み(実人数/年)	17	16	15	15	13
	同(健診回数。回/年)	204	192	180	180	156
④乳児家庭全戸訪問事業						
	量の見込み(実人数/年)	17	16	15	15	13
	提供量の見込み(実人数/年)	17	16	15	15	13
	実施機関	町で実施				
⑤養育支援訪問事業						
	量の見込み(人日/年)	事業の性質上、統計的な量の見込みはできない				
	提供量の見込み(人日/年)	対象者がいる場合は、関係機関と連携し、現行体制で対応				
⑥子育て短期支援事業						
	量の見込み(人日/年)	潜在的なニーズの可能性はあるものの、量の見込みはできない				
	提供量の見込み(人日/年)	利用希望があれば対応できるよう、現行体制で継続実施				
⑦一時預かり事業						
	量の見込み合計(人日/年)	61	61	56	56	50
	提供量の見込み(人日/年)	61	61	56	56	50
⑧延長保育事業						
	量の見込み(人日/年)	0人日/年(潜在需要はほぼないと想定)				
	提供量の見込み(人日/年)	利用意向があった場合は、現行体制の中で柔軟に対応				
⑨病児保育事業						
	量の見込み(人日/年)	20	18	18	17	17
	提供量の見込み(人日/年)	広域連携による提供体制を検討				
⑩子育て援助活動支援事業						
	量の見込み(人日/年)	0人日/年(潜在需要はほぼないと想定)				
	提供量の見込み(人日/年)	保護者の意向を踏まえながら、周辺自治体と連携してファミリー・サポート・センターの組織化の是非を検討				
⑪放課後児童健全育成事業						
低学年	必要量の見込み(実人数)	25	25	24	29	27
	提供量の見込み(実人数)	25	25	24	29	27
高学年	必要量の見込み(実人数)	5	4	4	3	3
	提供量の見込み(実人数)	5	4	4	3	3

## 4 子どもに関する専門的な支援の充実

施策	5年間の主な事業
4-1 児童虐待防止対策の充実	全町への「チルドレンズ・ファースト（子どもの利益を最優先する、という子育ての原則）」の浸透、子どもの人権に関する相談体制や関係機関の連携強化に取り組みます ● いじめ防止対策の充実 <b>重点</b>
4-2 障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援	発達障がいを含め、障がいに関する正しい理解の普及、早期からの支援体制、保育園と小学校との連携、家庭や専門機関の協力による継続的な支援を継続します ● 学校における障がいのある子どもへの支援 <b>重点</b>
4-3 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実	それぞれに状況の異なるひとり親家庭に対し、子育て・生活支援策、就業支援策、経済支援を必要に応じて実施します
4-4 仕事と家庭の両立支援	住民に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及、父親の育児参加の促進を積極的に進めます

### ● 次世代育成の推進

#### 1 家庭の子育て支援の推進

施策	5年間の重点事業
①子育て相談、情報提供の充実 ②母子の健康の確保 ③食育の推進 ④小児医療体制の実施	● 感染症予防と予防接種 ● 食育教室の開催 ● 地産地消と郷土の食に関する学習機会

#### 2 親と子が共に学び育つ環境づくり

施策	5年間の重点事業
①学校教育の充実 ②家庭と地域の教育力向上	● ふるさと教育の推進

#### 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり

施策	5年間の重点事業
①子どもの交通安全を確保するための活動 ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動 ③各種手当・費用助成の実施	● 交通安全教育の実施 ● 通学路の安全確保 ● 「こども110番の家」の推進 ● 携帯電話等による有害情報対策 ● 小・中学校スクールカウンセラー活用事業の充実